



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2020年
No.12
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

投与量



事例

【事例の詳細】

患者は2年前より医療機関Aの耳鼻咽喉科から処方されたシダトレンスギ花粉舌下液2,000JAU/mLパックを使用していた。今回は、医療機関Aの紹介で医療機関Bの耳鼻咽喉科を受診し、シダキュアスギ花粉舌下錠5,000JAU 1日1回1錠 30日分が処方された。シダトレンスギ花粉舌下液からシダキュアスギ花粉舌下錠へ切り替える際は、変更後1週間はシダキュアスギ花粉舌下錠2,000JAU 1日1回1錠、投与2週目以降は5,000JAU 1日1回1錠を投与することを製薬企業に確認した。投与量について疑義照会を行ったが、病院の診察終了時間であり、医師の監督のもと、投与後少なくとも30分間は患者を安静な状態に保たせ十分な観察を行うことが難しい状況であったため、シダキュアスギ花粉舌下錠への変更は次回に見送り、今回はシダトレンスギ花粉舌下液2,000JAU/mLパックに変更になった。患者にその経緯を説明した。

【推定される要因】

処方医は、シダトレンスギ花粉舌下液2,000JAU/mLパックからシダキュアスギ花粉舌下錠5,000JAUへの切り替えが可能であると思い込んでいたようである。

【薬局での取り組み】

シダトレンスギ花粉舌下液からシダキュアスギ花粉舌下錠への切り替えは、剤形変更ではなく薬剤変更であるため、シダキュアスギ花粉舌下錠は2,000JAUからの投与開始になることを薬局内で再度、情報共有した。変更する際は、シダトレンスギ花粉舌下液とシダキュアスギ花粉舌下錠は別の薬剤であることを患者に説明する。



その他の情報

シダキュアスギ花粉舌下錠2,000JAU/5,000JAUの添付文書（一部抜粋）

【用法及び用量】

通常、投与開始後1週間は、シダキュアスギ花粉舌下錠2,000JAUを1日1回1錠、投与2週目以降は、シダキュアスギ花粉舌下錠5,000JAUを1日1回1錠、舌下にて1分間保持した後、飲み込む。

<用法及び用量に関連する使用上の注意>

2. 初回投与時は医師の監督のもと、投与後少なくとも30分間は患者を安静な状態に保たせ、十分な観察を行うこと。

<参考>シダトレン よくあるご質問Q9*（一部抜粋）

Q9. シダトレンからシダキュアへの切替はどうすればいいか？

A9. シダキュアへの切り替えの際には、シダトレンとは異なる医薬品として、シダキュアの添付文書「用法及び用量」及び「使用上の注意」に従って投与してください。

※鳥居薬品株式会社ホームページ Torii Medical Plaza 医療関係者向け情報
https://www.torii.co.jp/iyakuDB/faq/cdt_faq_Q9.html



事例のポイント

- シダトレンスギ花粉舌下液は、販売中止により2020年4月1日より経過措置品目に移行し、2021年3月31日で経過措置期間満了となる。シダトレンスギ花粉舌下液からシダキュアスギ花粉舌下錠への切り替えを行う際は、薬剤の相違点について把握したうえで、適切な変更であるかを検討することが重要である。
- すでに患者が服用している薬剤を変更する際は、変更点について患者が理解できるよう十分な説明を行う必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。